

重 要

令和2年度後期分特別措置による 授業料免除について

1. 対象者（次のいずれかに該当していること）

【本科1～3年生】 ※災害等には新型コロナウイルス感染症の影響を含みます

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、**後期分授業料納付期限（10月末日）前6か月以内において、学生の学資を主として負担している者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害※を受けた者**
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない学科3年生以下の者であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

【本科4，5年生，専攻科生】

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生以外の者で**後期分授業料納付期限（10月末日）前6か月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者**

2. 申請書類配付

9月7日（月）から10月2日（金）まで学生課学生支援係の窓口で配付

申請期限日まで配付しますが、書類取得日に限らず、申請期限は下記3のとおりです

3. 申請書類受付

10月2日（月）17時まで（期間厳守）

受付場所：学生課学生支援係の窓口（配付場所と同じ）

申請書類は、学級担任（専攻長）に確認印を押してもらった後に学生課学生支援係へ提出すること

4. 留意事項

- ① **免除不許可となる場合がある**。また、半額免除となる場合がある。
- ② 審査のうえ、免除許可又は不許可を、申請者本人へ文書で通知する。
- ③ 免除不許可となった場合は当該授業料の全額を、半額免除となった場合は当該授業料の半額を指定の方法で納付しなければならない。
- ④ 申請に際しては、事実を正確に記載すること。
- ⑤ **上記3に定める申請期間以外の申請は一切認められないので、申請に際しては、申請期間に十分留意すること。**
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響で各手続きが間に合わない、できないという場合は、学生支援係に相談してください。相談は電話でもかまいませんので間に合わない、できないと思った時点で速やかに連絡してください。

以上

令和 2年 9月

（担当：学生課学生支援係 電話：018-847-6020（平日9:00～16:00））